

市長文化庁訪問<平成 30 年 8 月 3 日(金)> ぶらさがりメモ

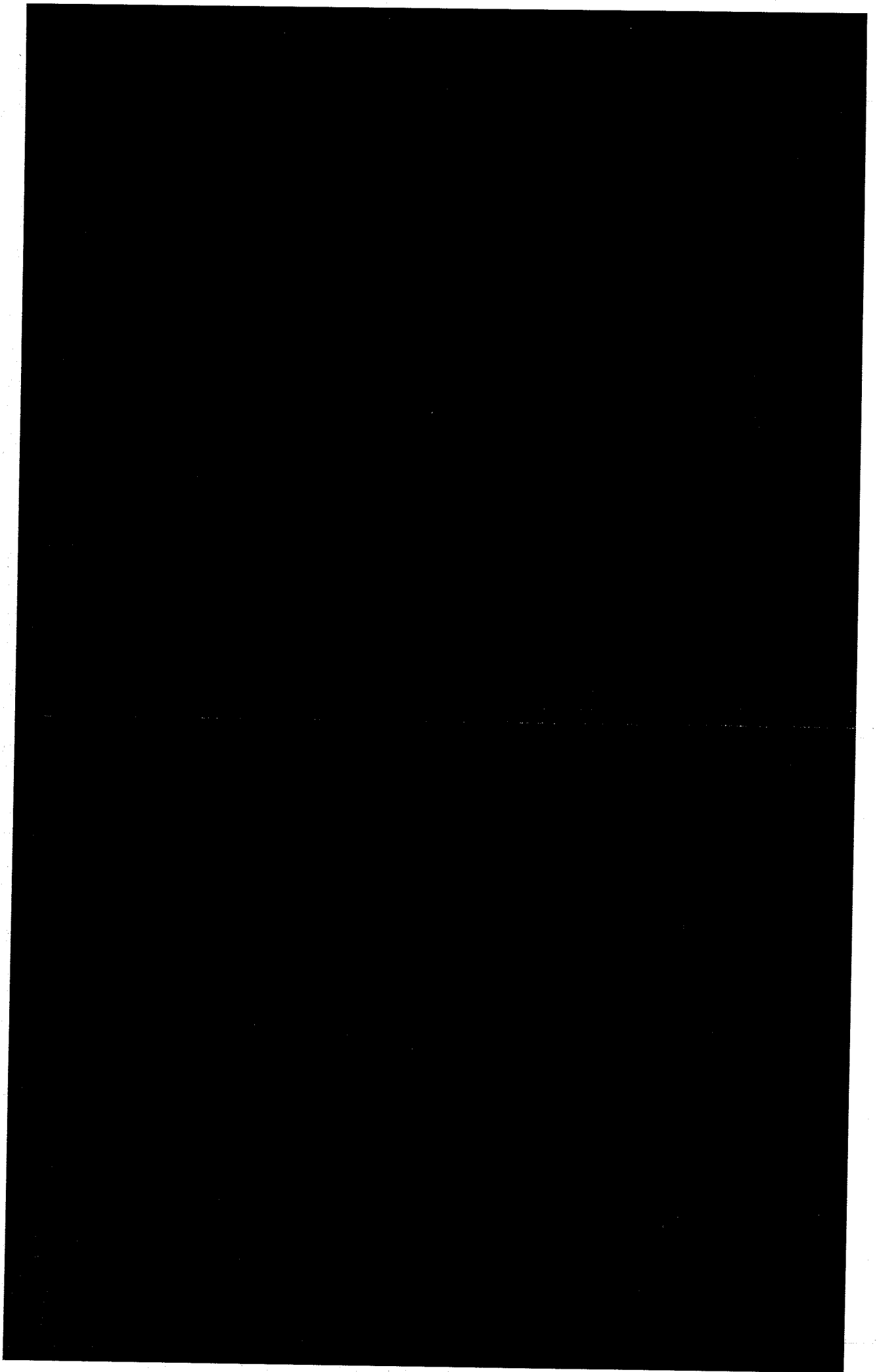
●市長ぶら下がりの内容

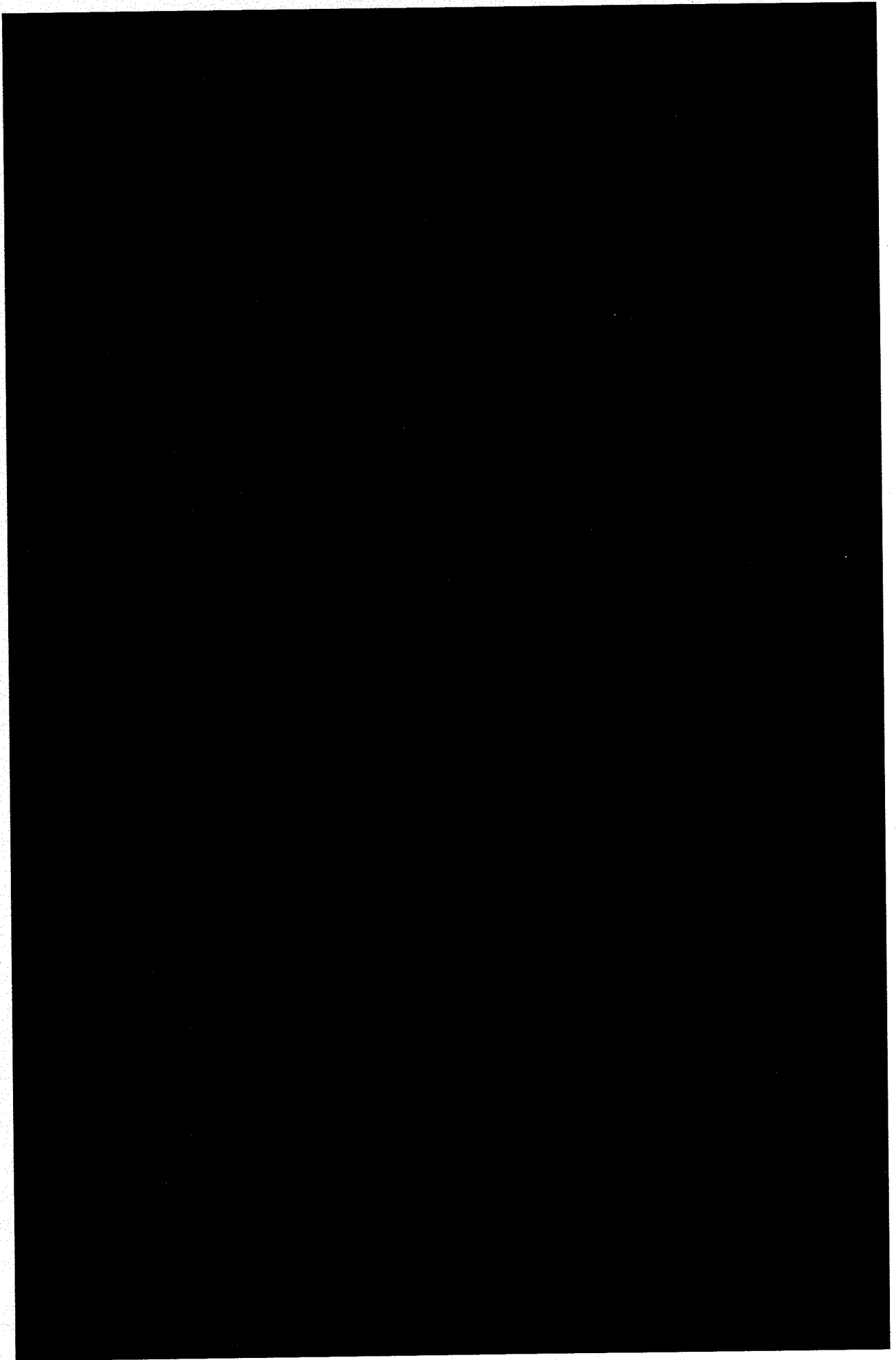
- ・今日は、次長さんと二人の調査官と面談した。文化庁からは、石垣部会の理解を得るようにとの宿題をもらっている。石垣を積む業者からもアドバイスを得て、特に天守台北面の孕みが危ないという、石垣部会の指摘がよく分かったので、1か月ぐらいで今後の対応について文書をつくって石垣部会に説明し、理解を得たい。文化庁の宿題に対して、名古屋市として対応していることを説明した。
- ・名古屋市民の熱い期待がある。是非10月の審議会を通していただきたいとお願ひした。
- ・文化庁からどんなコメントがあったのか？
⇒石垣部会の理解を得てください。技術的な助言は今までも行ってきており、今後も行おう。
- ・今業者の協力を得ている対応を検討していることは、石垣部会は承知しているのか？
⇒石垣部会には相談していない。
- ・石垣の孕み出しなどへの対応について、石垣部会の理解は得られると思うか？
⇒得られると思う。1か月以内に石垣部会の理解を得る。
- ・文化庁は9月に復元検討委員会を開いてくれるのか？
⇒それはこちらでは何とも言えない。

●市長ぶら下がり後の名古屋城総合事務所長への取材

- ・1か月でまとめる文書とは、どういう位置付けか？
⇒基本計画書の石垣保全の考え方を修正することを、考えている。

以 上





名古屋城

石垣部会「市調査不十分」

4か月ぶり再開 国への計画提出不透明

名古屋市が2022年12月完成を目指す名古屋城天守閣の木造復元を巡り、市の有識者会議「石垣部会」が2日、約4か月ぶりに開かれた。部会では、復元の前提となる石垣の保全に向けた市の調査が不十分との意見が相次いだ。市が助言を仰ぐことになっている「文化財石垣保存技術協議会」についても、事態の早期好転には結びつかないとの認識が示され、復元を許可する国への計画提出のプロセスは、行き詰まっている。

この日の部会では、石垣保全に向けて市が新たに示した調査結果について、「積み直された石垣の時期や範囲が定かでない」と批判が上がった。さらに、大天守台の上部の一部に江戸時代の石垣が残っている可能性が報告されると、「特別史跡の保存に影響を与える基礎構造の建物を建てることは根本的にできない」と、市が想定する木造天守閣を支える基礎の新設について否定的な意見が出た。

築城時から残る遺構として石垣を重視している文化庁は市に対し、計画提出の前提として石垣保全策に対する部会の理解を得るよう求めている。市は部会の提言を受けて、城郭石垣の修復工事に取り組む「文化財石垣保存技術協議会」から「コンサルタント2人をアドバイザーに迎え、事態の打開を図る考えだった。だが、石垣部会のメンバーは終了後、記者会見し、協議会への相談を提案したのは人手不足の解消や石垣修理の基本的な考え方を助言してもらったためだと説明。「何かが決するわけではない」と突き放した。

石垣傷めるなら「木造天守」計画見直す

名古屋城天守木造化を巡り、名古屋市は2日、「建設計画を必要に応じて見直す」との方針を市の有識者会議「石垣部会」に示した。江戸時代から残る石垣を傷めると判断した場合、別の工法などを検討するという。石垣の保全を重視する同部会から木造化計画の了承を得られておらず、市が歩み寄った。

市が計画しているのは、木造新天守を支えるコンクリート構造物を、天守台石垣の内側に埋め込む工法。これには石垣上部を外す必要があるが、石垣部会の千田嘉博委員（奈良大学教授）から「歴史的な構造を破壊し、史跡整備

名古屋市、有識者会議に歩み寄り

の原則から離れている」と強い反対を受けていた。市はこれまで「天守台上部に歴史的な石はない」とみていたが、今回、「江戸時代の石が残っている可能性が高い」とする調査結果を示し、方針を転換した。

市は10月中旬に文化庁から木造化の許可を得る予定だったが、石垣部会の了承を得られず、断念した。2022年末の完成を目指す河村たかし市長は、「文化財石垣保存技術協議会」（事務局・兵庫県姫路市）の助言を求めるなどして、石垣部会との関係改善を図る考えを示している。

（関謙次）

301103(正)
毎日朝刊

基本計画見直し検討

名古屋市

天守閣復元

工法、石垣毀損の恐れ

名古屋城天守閣の木造復元で、名古屋市は2日、工法を含めた基本計画の見直しを検討すると明らかにした。市の工法が、江戸時代から残る石垣を毀損する恐れがあると判明したため。抜本的な工法変更は、工期遅れや事業費高騰につながる可能性がある。

市は木造天守閣を支えるため、石垣の上部をいったん取り外し、コンクリートなどの構造物を埋め込む工法を想定している。石垣の上部は1945年の空襲後に積み直し、価値が低下したとみていたためだ。

しかし、市は2日に開かれた有識者会議「石垣部会」で、上部にも江戸時代の石垣が残っていると調査結果を報告。奈良大の千田嘉博教授（城郭考古学）は「今の（木造復元）計画は成り立つ余地がなく、根本から考え直さないといいな」と指摘した。ほかにも天守閣西側の石垣の6割超に亀裂などがあり「保険措置が義務」とした。市は「詳しい調査をし、必要に感じ

て見直す」としている。

この日は市の分析データが不十分だとして有識者から不満が相次いだ。市は「文化財石垣保存技術協議会」（兵庫真姫路市）に石垣保全に関する助言をもらい、来年早々には石垣部会の理解を得たい考えだ。佐賀大の宮武正登教授（歴史考古学）は「協議会に相談する以前にやるのが山ほどある」との見解を示した。【三上剛輝】

301103(正)
日経朝刊

石垣保全巡り批判相次ぐ

名古屋城復元で有識者

名古屋城天守閣の木造復元を巡り名古屋市は2日、石垣に関する有識者会議「石垣部会」を開いた。市が示した石垣保全策について、有識者からは「（石垣の）本質的な価値を十分に理解しているのか疑問」といった批判が続出。今年7月13日以来、約3カ月半ぶりの開催だったが、具体的な進展はなかった。

この日の会議では、有識者が石垣の確実な保全を強く求めた一方、市の担当者は「保全計画をしっかりと」なと述べた。

市は2022年末までに復元を完成させる計画。名古屋城は国の特別史跡で、現状変更には文化庁の許可が必要だが、石垣の保全策を含む基本計画書案がまとまっているため、許可の見通しが立っていない。市はこれまでに、完成目標を維持するには少なくとも10カ月の工期短縮が必要なることを明らかにしている。

この日は、天守閣に関する有識者会議も開いた。

30/103(土) 朝日朝刊

石垣に配慮 工法変更も

木造天守復元市が初言及

名古屋城天守の木造復元事業と、名古屋市は同日、有識者会議「石垣部会」を

市内で開催、委員らが「真鍮石垣を築造することによって重量を求めていた木造天守の基礎構造の土壌を腐敗する可能性に初めて言及した。この土壌を巡っては部会との意見が根本的に対立し、市が文化庁から事業許可を得るための計画を提出して急な変更のことがなっていた。

市の石垣復元計画では石垣内部に基礎構造物を取り込む工法が採用され、その過程では一部の土垣をいったん取り外して埋める際、市は「取り外す対象は短期に積み直されたものにとどまる」との方針を示していたが、部会の委員らは工法変更を求めていた。

市側はこの日、影響を受ける部分に江戸期の石垣が埋まっているとの調査結果の速報を提示し、「急遽に決断して工法の見直しを行う」との方針を公称。委員の千田隆博・奈良本毅らは「国の特別史跡としての本質的な価値を持つ石垣を築造する工法は文化庁も認め

ない。名古屋守へきた」と主張し、名古屋城総合事業所の西野輝一所長は「調査結果が確定した場合、工法の見直しを判断する可能性もある」と述べた。部会の副議長、市が提案した計画に委員の了承が得られなかった七月以来、修正案づくりは時間を要したためだが、この日は石垣以外の議題もあつた。

二〇二三年末の木造天守完成を目指し、市は、石垣補修の技術に詳しい専門家集団「文化財石垣保存技術協議会(名古屋)」の助言を得るとして土月中に修正案をまとめ、来年一月には部会の手続き取りつけない。委員の高武正登・佐賀大教授は会場で「二年にこれだけ多くの議案がなされるのはまれ」と、機微的な見方を示した。

(後編) 中山様

30/104(日) 朝日朝刊

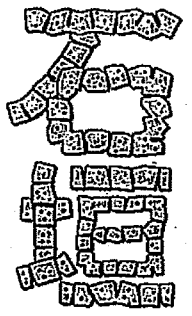
名古屋城天守の内部、ネットで公開

名古屋市は、5月に入場を禁止した名古屋城天守(名古屋市中区)の内部をデジタルの「ストリートビュー(SV)」で閲覧できるようにした。市は天守を木造復元する計画だが、完成後もSVを見られるようになる

に委託し、博物館として使われていた天守内部の地下1階~地上7階を360度撮影した。利用者はパソコンやスマホで、城内を歩いているような感覚で閲覧できる。名古屋城天守は1945年の空襲で焼失し、現天守は59年に鉄筋コンクリート製で再建された。



名古屋城天守提供



石垣にゾクゾク

天守なくても観光人気

城の天守を支える石垣の価値を見直す動きが広がっている。築城当時の姿を今に伝え、歴史好きの女子「歴女」が天守がない城跡だけでも足を運ぶなど、人気を集めつつある。一方で明治期以降、石垣を補修する職人は減少。各地の石垣は手入れが行き届かず、災害で崩落する事例が相次ぐ。国は石垣の保存技術を、文化財を支える匠の技と認定し、保全を後押ししている。

(垣見洋樹、谷悠二)

各地で劣化、崩落

国は保全後押し

秋が深まった十月下旬の平日、数十人の人波が黙々と石段を登っていた。女城主で知られる岐阜県恵那市の岩村城跡。樹などは明治期に取り壊され、今はこげむした石垣の上でススキが風に揺らぐ。茶屋もない寂れた場所だが、観光人気が高まっている。

「こんなにすい石垣を登って山の上に行ったのか、どういふ暮らしがあったのか。想像するのが楽しい。」

しい。岐阜市から訪れた藤野文穂さん(40)は興味深そうに眺めて回った。NHK連続テレビ小説で城下町がロケ地になった効果もあり、旅行サイト「トリップアドバイザー」が発表した今年の「旅好きが選ぶ日本の城」で名古屋城や彦根城を上回る10位に食い込んだ。ふもとの歴史資料館で働く佐々木麻夫さん(60)は「終戦後は草だらけで誰も興味を持ってい



観光地として人気を集める岩村城跡の石垣。岐阜県恵那市岩村町で

名古屋城では、戦後に建てられたコンクリートの天守を末途に建て替える事業が進むが、石垣の保全を後押しにする名古屋市の方針に専門家が猛反発し、進捗が滞っている。

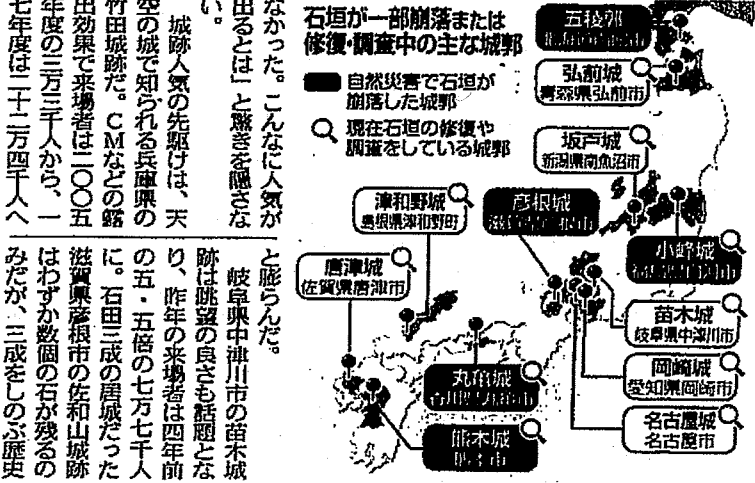
名古屋城の石垣は江戸初期に積まれた部分の状態でよく、城内の城郭の中でも価値が高いとされる。しかし、築城から四百年がたち、劣化が進行。天守台北面が外側にゆくらんだ「はつみ」は顕著で、保全対策が求められている。市は七月、石垣の保存状態の調査結果を「おぼろげに安定している」と、市の有識者会議「石垣部会」に提示し、反発を受けた。

名古屋城の天守復元

評価見誤り 計画進まず

同部会は、石垣の補修を天守完成後に後回しする方針を批判し、議論が紛糾。市は今秋に天守復元計画を文化庁に提出するスケジュールだったが、先延ばしになった。

市は今後、文化庁に選定された石垣などでつくる「文化財石垣保存技術協議会(文石協)」の助言を受け、石垣部会も納得する保全方法を

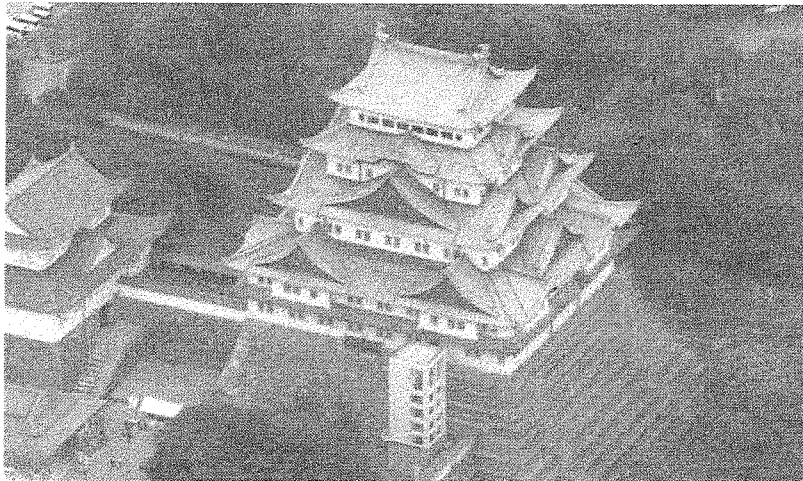


ファンが続々と訪れる。「史実に忠実でない天守や建物があるより、当時の雰囲気が感じられていい」と褒め、人が増えてきた」と城郭考古学者の千田藤博さん(55)。

しかし、天守が残る城も含め、全国の石垣には危機が迫る。明治期以降、石垣を補修する職人、石工が減り、保守管理がおろそかになりもつくなつた。近年、熊本城は地震で、丸亀城

(香川県)は豪雨で石垣の一部が崩落。対策が急務となっている。

文化庁は〇九年、石垣に関する技術を「選定保存技術」に認定。一五年には「石垣整備のてびき」を作成し、若い石工の養成支援に力を入れる。崩落前の石垣の写真やコンピュータ解析し、石をミリ単位の誤差で以前の場所へ戻すなど、最新技術も導入されている。



名古屋城 天守閣復元 樹齢400年以上のアカマツ使用へ

2018年11月6日 4時59分

名古屋のシンボル、名古屋城では天守閣の木造での復元が計画されていますが、天守閣のはりには、樹齢400年以上、高さ20m余りのアカマツの大木を岩手県内から伐採して使うことになりました。





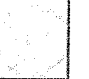
名古屋市が進める名古屋城の天守閣の木造での復元計画をめぐっては、市議会などの手続きを経て、設計を請け負う大手建設会社「竹中工務店」が木材の調達を進めています。

天守閣には大きな木材が必要となりますが、岩手県奥州市にある「月山神社」が所有する山からアカマツの大木を伐採し、天守閣のはりに使うことになりました。

この木は樹齢400年以上、高さ20m余り、最も太い部分の直径が1m近くあります。

竹中工務店によりますと、近年の建設工事で使われる木材としては全国でも最大規模だということです。

名古屋城の天守閣の復元計画は石垣の保全について専門家の理解が得られず、工事の前提となる文化庁の許可が見通せない状況が続いていますが、名古屋市などは、許可を受けたあとに速やかに工事に着手できるよう木材の調達などの準備を進める方針です。

局長	所長	管 理 課	整 備 室
		 	 

平成 30 年 8 月 6 日

復 命 書

名古屋市長 河村たかし 様

名古屋城総合事務所
所 長 西野輝一

下記のとおり出張しましたので、報告いたします。

記

- 1 日 時 平成 30 年 8 月 3 日 (金)
- 2 用 務 文化庁次長との面談における市長随行
- 3 出張先 文部科学省 文化庁 (東京都千代田区霞が関 3-2-2)
- 4 面会者 文化庁次長 中岡 司
- 5 内 容 別紙のとおり

市長文化庁訪問＜平成 30 年 8 月 3 日(金)＞面談記録

●面談記録（文化庁次長、調査官（2人））

- ・文化庁からは石垣部会の了解をとるように言われている。石垣部会が言っているのは、天守台北面の孕み出しが危ない










[Redacted text block]

(文化庁次長)

[Redacted text block]

石垣部会の理解を得ることが大切。今までも技術的助言を行ってきた。これからも続けていく。

以上

局長	所長	管理課長	保存整備室			
			(室長)	(課長)	(係長)	(係長) (矢形)
						  


平成30年9月11日

復 命 書


名古屋市長 河村たかし 様

観光文化交流局名古屋城総合事務所保存整備室


主幹 (天守閣整備)

蜂矢 祐介 

主幹 (名古屋城の文化財調査・研究)

片岡 進矢 

主査 (調査研究センター開設準備等担当)

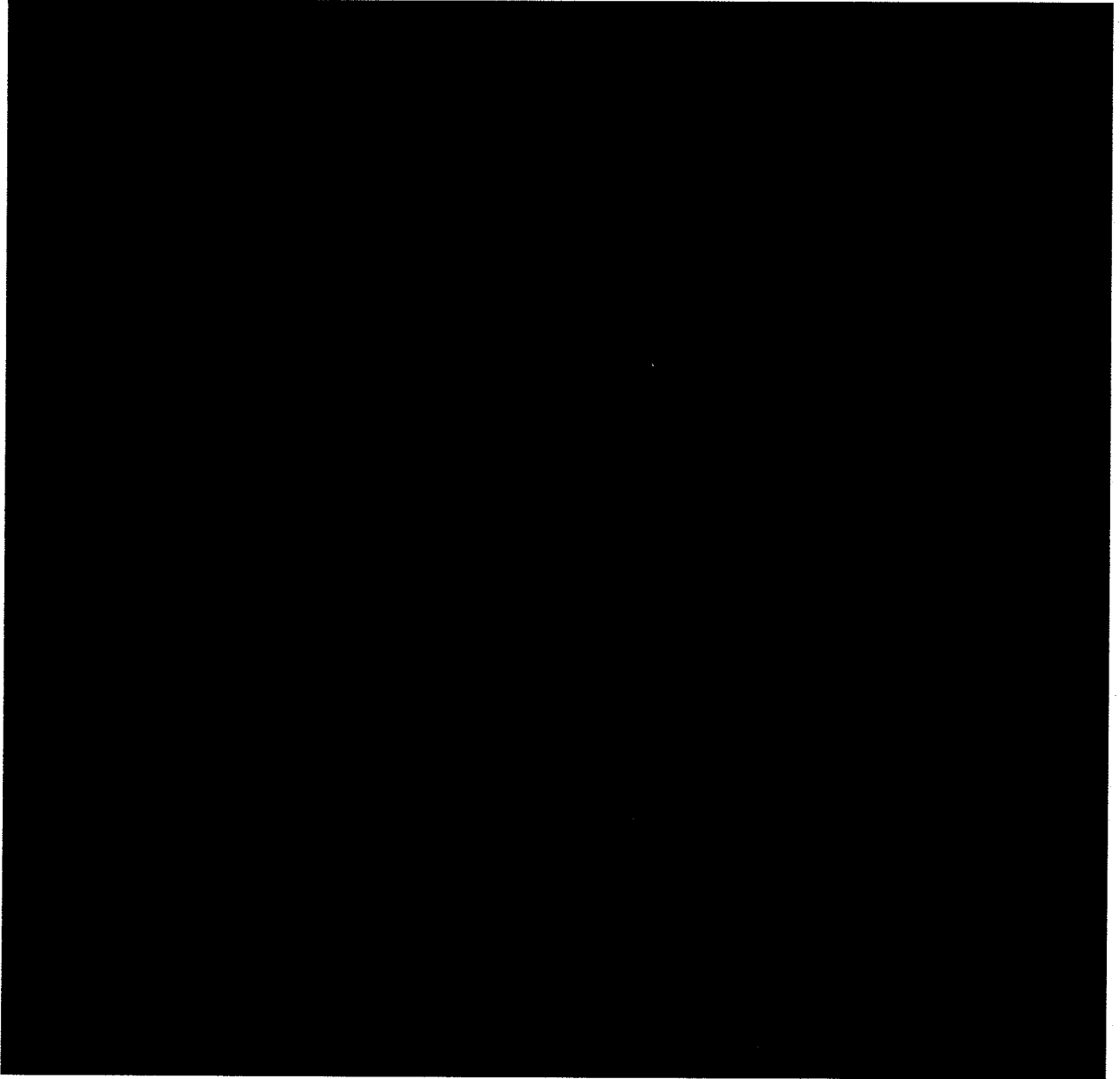
栗本 規子 












下記のとおり出張しましたので、報告いたします。

記

- 1 日 時 平成30年9月10日 (月) 16:30~17:50
- 2 用 務 名古屋城天守閣整備に係る打合せ
- 3 出張先 文化庁記念物課 (東京都千代田区)
- 4 対応者 文化庁記念物課
主任文化財調査官 平澤 毅氏
主任文化財調査官 山下 信一郎氏

5 内 容



局長	所長	管理活用課	保存整備室
		(課長)(係長)  	(室長)(係長)(主任)(課長)        

平成 30 年 9 月 26 日

復 命 書

名古屋市長 河村たかし 様

名古屋城総合事務所
所 長 西野輝一

下記のとおり出張しましたので、報告いたします。

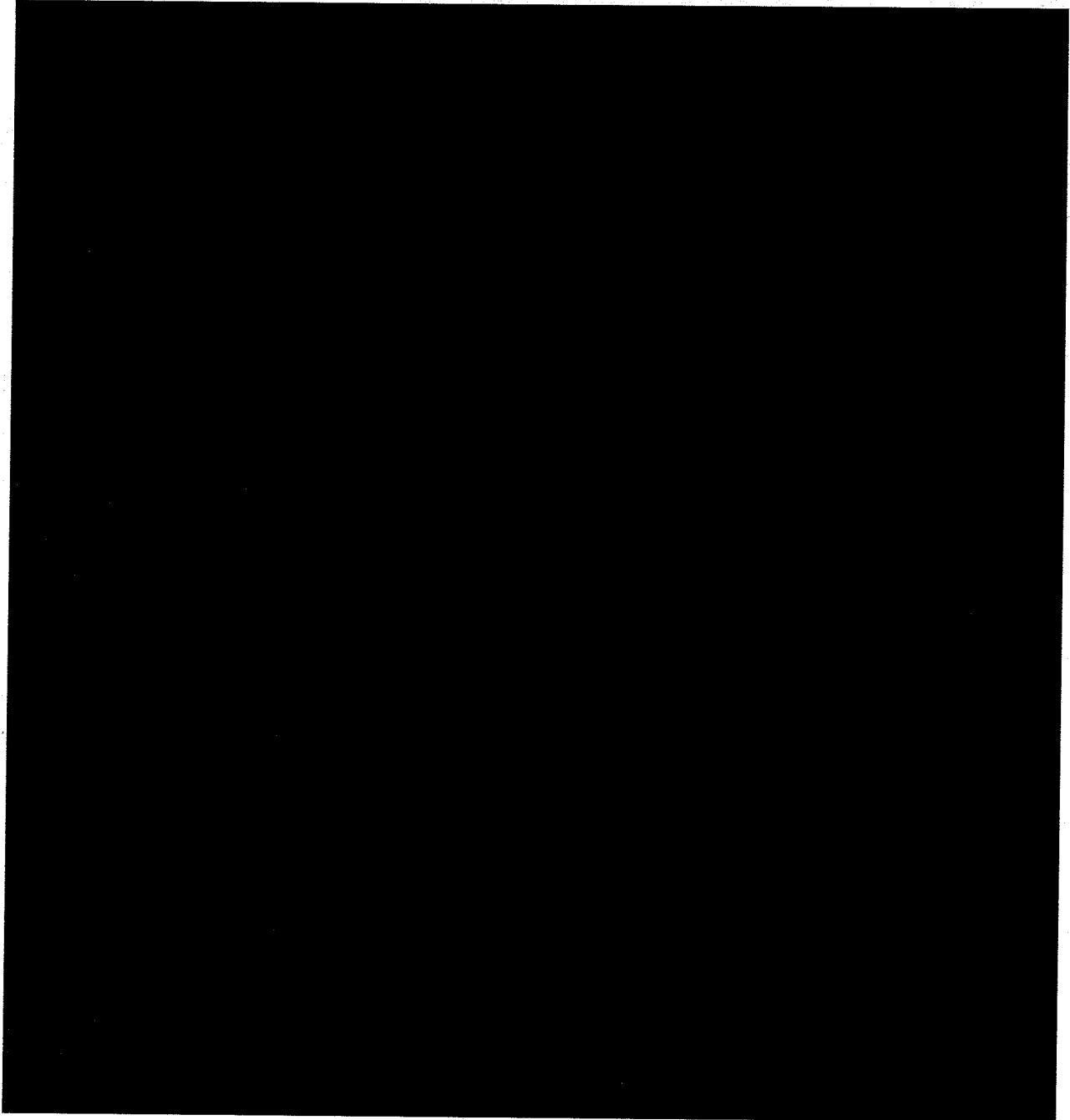
記

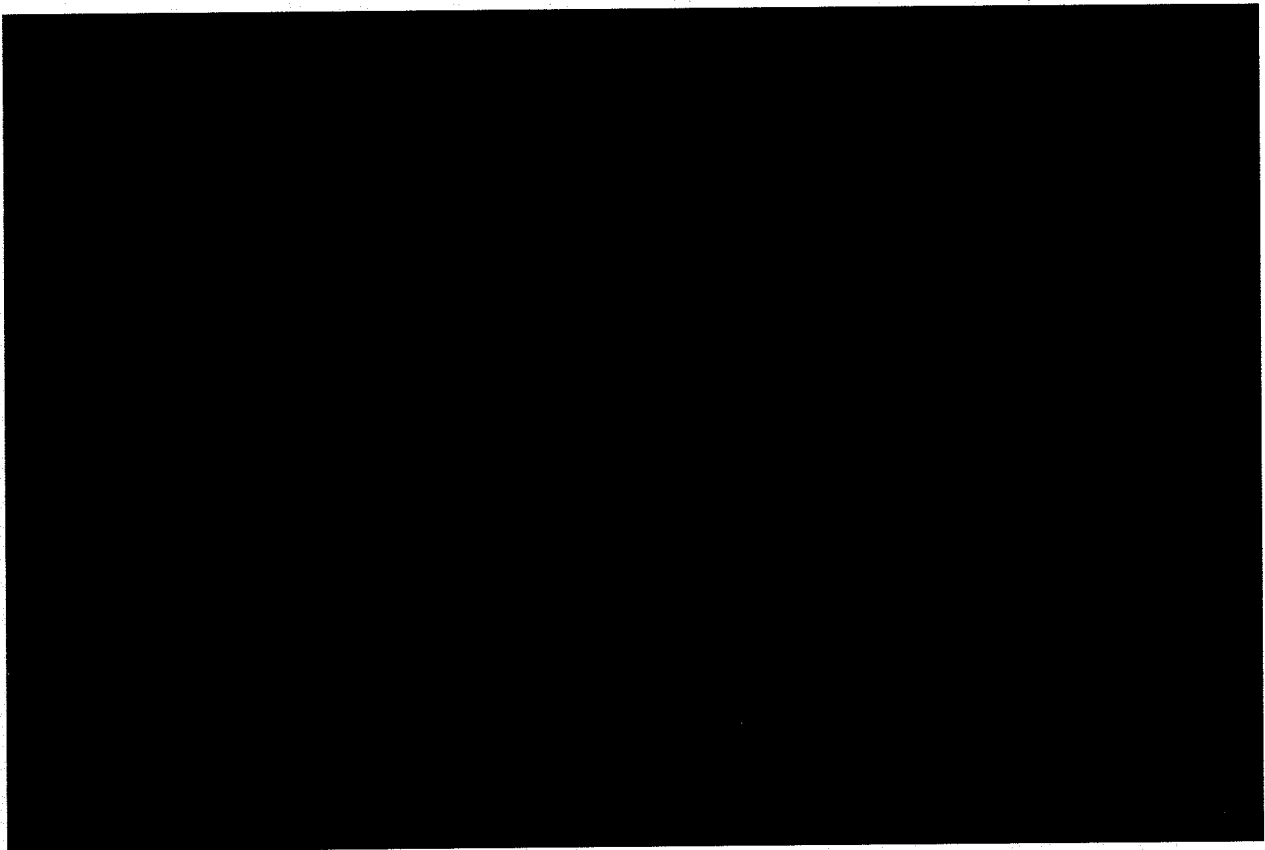
- 1 日 時 平成 30 年 9 月 25 日 (火)
- 2 用 務 文化庁との打ち合わせ
- 3 出張先 文部科学省 文化庁 (東京都千代田区霞が関 3-2-2)
- 4 面会者 文化庁記念物課 山下主任調査官
平澤主任調査官
- 5 内 容 別紙のとおり

文化庁訪問＜平成30年9月25日（火）面談記録＞

訪問者 近藤生涯学習部長 片岡文化財保護室長
西野名古屋城総合事務所長

応対者 文化庁記念物課 山下主任調査官 平澤主任調査官





支出命令書

歳 出

平成30年度

支出命令番号 0033601 内訳番号 01

主管 081101 観光文化交流局 名古屋城総合事務所

(080001)

予算種別 1 現年予算 科目コード 5016-012-090101
 会計 07 名古屋城天守閣特別会計
 款 01 名古屋城天守閣事業費
 項 01 事業費
 目 01 事業費
 大事業 06 事業費
 中事業 01 事業費
 小事業 04 事務費等
 節 09 旅費
 細節 01 旅費 その他
 細々節 01 旅費 その他

支出命令年月日 平成30年 8月 6日

支出負担行為年月日

当初 平成30年 8月 2日

変更 平成 年 月 日

支出命令額

¥ 25,380 *

前渡金受領者 508110101 整理番号

職氏名 前渡金受領者 観光文化交流局 名古屋城総合事務所管理活用課長 山本道子

件名 08/03 (文化庁) 名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ
 東京都千代田区
 @ 25,380 × 1名

支払先口座

口座種別 口座番号
 口座名義人

支出区分 6 確定前渡払 /
 支出予定番号

支払方法 1 口座振替
 支払期限 (期日) 平成30年 8月22日 *

確認印

上記の金額を領収しました。

平成 年 月 日

職

氏名

名古屋市 (区) 会計管理者様

執行機関	支出命令	命令主管	事業主管
	総務課	総務課	総務課 管理課 課長 保潔課 課長
出納機関	会計管理者	会計室 (区総務課)	
		支払年月日 30. 8. 22 名古屋市会計管理者	

備考 1 科目が複数の場合は、内訳書を添付すること。
 2 集合決裁書 (第44号様式) を添付した場合には、支出命令・命令
 主管・会計管理者・会計室 (区総務課) 欄の押印を要しない。



旅費計算書A (資金交付用)

職氏名 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 所長 西野 輝一						区分 確定 <input checked="" type="checkbox"/>	
行政職給料表						■ 級	■ 号給 (行政職給料表 級相当)
月	日	曜	発着地及び経過地	鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)	
8	3	金	名古屋 → 東京都区内	22,580 円	円	円	
8	3	金	東京都区内 → 名古屋				
			→				
			→				
			→				
日当(D) 2,800 × 1 日 = 2,800				宿泊料(E)	×	泊 =	
					×	泊 =	
					×	泊 =	
					×	泊 =	
旅行命令(依頼) 平成 30 年 8 月 2 日			旅行期間 0 泊 1 日	合計(A+B+C+D+E) 円 25,380			
用務及び 用務先	名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)						
概算払額(F)	円	精算額(G)	円	過不足額(G-F) 円			
支払額(返納額)	円	特記事項 新幹線利用(繁忙期)					
25,380							


(記入上の注意)










- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

支出命令書

歳 出

平成30年度	支出命令番号 0047301 内訳番号 01
主管 081101 観光文化交流局 名古屋城総合事務所 (080001)	
予算種別 1 現年予算 科目コード 5016-012-090101 会計 07 名古屋城天守閣特別会計 款 01 名古屋城天守閣事業費 項 01 事業費 目 01 事業費 大事業 06 事業費 中事業 01 事業費 小事業 04 事務費等 節 09 旅費 細節 01 旅費 その他 細々節 01 旅費 その他	支出命令年月日 平成30年 9月27日 支出負担行為年月日 当初 平成30年 9月 7日 変更 平成 年 月 日
支出命令額 ￥73,140*	
前渡金受領者 508110101 整理番号	
職氏名 前渡金受領者 観光文化交流局 名古屋城総合事務所管理活用課長 山本道子	
件名 09/10 (文化庁) 名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区 @24, 480×2名 @24, 180×1名	
支払先口座 口座種別 口座番号 口座名義人	
支出区分 6 確定前渡払 支払方法 1 口座振替 支出予定番号 支払期限 (期日) 平成30年10月17日*	
確認印 	上記の金額を領収しました。 平成 年 月 日 職 氏名 名古屋市 (区) 会計管理者様

執行機関	支出命令 総務課長 	命令主管 総務課 	事業主管 所長 課長 管理活用課 室長 保存整備室    
出納機関	会計管理者 	会計室 (区総務課)  	支払年月日 30.10.17 名古屋城総合事務所

備考1 科目が複数の場合は、内訳書を添付すること。
 2 集合決裁書(第44号様式)を添付した場合には、支出命令・命令主管・会計管理者・会計室(区総務課)欄の押印を要しない。



D23

旅費計算書A (資金交付用)

職氏名 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 保存整備室 主幹 片岡 進矢					区分 確定	
行政職給料表					級	号給 (行政職給料表 級相当)
月	日	曜	発着地及び経過地	鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)
9	10	月	名古屋 → 東京都区内	21,780 円	円	円
9	10	月	東京都区内 → 名古屋			
			→			
			→			
			→			
日当(D) 2,700 × 1 日 = 2,700				宿泊料(E)	×	泊 = 円
					×	泊 =
					×	泊 =
					×	泊 =
旅行命令 (依頼) 平成 30 年 9 月 7 日			旅行期間 0 泊 1 日	合計(A+B+C+D+E)円 24,480		
用務及び 用務先	名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区 (文化庁)					
概算払額(F)	円	精算額(G)	円	過不足額(G-F) 円		
支払額 (返納額)	円	特記事項 新幹線利用 (閑散期)				
24,480						

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

旅費計算書A (資金交付用)

職氏名 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 保存整備室 主幹 蜂矢 祐介						区分 確定					
行政職給料表						級		号給		(行政職給料表 級相当)	
月	日	曜	発着地及び経過地			鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)			
9	10	月	名古屋	→	東京都区内	21,780 円	円	円			
9	10	月	東京都区内	→	名古屋						
				→							
				→							
				→							
日当(D) 2,700 × 1 日 = 2,700					宿泊料(E)		×	泊 =	円		
							×	泊 =			
							×	泊 =			
							×	泊 =			
旅行命令(依頼) 平成 30 年 9 月 7 日			旅行期間 0 泊 1 日			合計(A+B+C+D+E)円 24,480					
用務及び 用務先	名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)										
概算払額(F) 円			精算額(G) 円			過不足額(G-F) 円					
支払額(返納額) 円 24,480			特記事項 新幹線利用(閑散期)								

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

旅費計算書 A (資金交付用)

職氏名 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 保存整備室 主査 栗本 規子						区分 確定		
行政職給料表						■ 級	■ 号給 (行政職給料表 級相当)	
月	日	曜	発着地及び経過地		鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)	
9	10	月	名古屋	→ 東京都区内	21,780 円	円	円	
9	10	月	東京都区内	→ 名古屋				
				→				
				→				
				→				
日当(D) 2,400 × 1 日 = 2,400					宿泊料(E)	×	泊 = 円	
						×	泊 =	
						×	泊 =	
						×	泊 =	
旅行命令(依頼) 平成 30 年 9 月 7 日			旅行期間 0 泊 1 日			合計(A+B+C+D+E)円 24,180		
用務及び 用務先	名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)							
概算払額(F)	円	精算額(G)	円	過不足額(G-F)				円
支払額(返納額)	円	特記事項 新幹線利用(閑散期)						
24,180								


(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

支出命令書

歳 出

平成30年度	支出命令番号 0047001 内訳番号 01
主管 081101 観光文化交流局 名古屋城総合事務所 (080001)	
予算種別 1 現年予算 科目コード 5016-012-090101 会計 07 名古屋城天守閣特別会計 款 01 名古屋城天守閣事業費 項 01 事業費 目 01 事業費 大事業 06 事業費 中事業 01 事業費 小事業 04 事務費等 節 09 旅費 細節 01 旅費 その他 細々節 01 旅費 その他	支出命令年月日 平成30年 9月27日 支出負担行為年月日 当初 平成30年 9月21日 変更 平成 年 月 日
支出命令額 ¥73,640*	
前渡金受領者 508110101 整理番号	
職氏名 前渡金受領者 観光文化交流局 名古屋城総合事務所管理活用課長 山本道子	
件名 09/25 (文化庁) 名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区 @24, 580×2名 @24, 480×1名	
支払先口座 口座種別 口座番号 口座名義人	
支出区分 6 確定前渡払 支払方法 1 口座振替 支出予定番号 支払期限 (期日) 平成30年10月17日*	
確認印 	上記の金額を領収しました。 平成 年 月 日 職 氏名 名古屋市 (区) 会計管理者様

執行機関	支出命令 総務課長 総務課	命令主管 所長 課長 管理室課長 室長 件名整備室	事業主管 所長 課長 管理室課長 室長 件名整備室
出納機関	会計管理者	会計室 (区総務課)	支払年月日 30.10.17 名古屋市会計管理室

備考1 科目が複数の場合は、内訳書を添付すること。
 2 集合決裁書 (第44号様式) を添付した場合には、支出命令・命令主管・会計管理者・会計室 (区総務課) 欄の押印を要しない。



旅費計算書A (資金交付用)

職氏名 名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所 所長 西野 輝一					区分 確定	
行政職給料表 級 号給 (行政職給料表 級相当)						
月	日	曜	発着地及び経過地	鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)
9	25	月	名古屋 → 東京都区内	21,780 円	円	円
9	25	月	東京都区内 → 名古屋			
			→			
			→			
			→			
日当(D) 2,800 × 1 日 = 2,800				宿泊料(E)	×	泊 = 円
					×	泊 =
					×	泊 =
					×	泊 =
旅行命令(依頼) 平成 30 年 9 月 21 日			旅行期間 0 泊 1 日	合計(A+B+C+D+E)円 24,580		
用務及び 用務先	名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)					
概算払額(F) 円		精算額(G) 円		過不足額(G-F) 円		
支払額(返納額) 円 24,580		特記事項 新幹線利用(閑散期)				

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

旅費計算書A (資金交付用)

職氏名 教育委員会生涯学習部 部長 近藤 世津子							区分 確定					
行政職給料表							級		号給 (行政職給料表		級相当)	
月	日	曜	発着地及び経過地				鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)			
9	25	月	名古屋		→	東京都区内		21,780 円	円	円		
9	25	月	東京都区内		→	名古屋						
					→							
					→							
					→							
日当(D)				宿泊料(E)				円				
2,800 × 1 日 = 2,800				× 泊 =								
× 日 =				× 泊 =								
× 日 =				× 泊 =								
旅行命令(依頼)			旅行期間			合計(A+B+C+D+E)円						
平成 30 年 9 月 21 日			0 泊 1 日			24,580						
用務及び 用務先		名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)										
概算払額(F) 円				精算額(G) 円				過不足額(G-F) 円				
支払額(返納額) 円				特記事項 新幹線利用(閑散期)								
24,580												

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

旅費計算書A (資金交付用)

職氏名 教育委員会生涯学習部文化財保護室 室長 片岡 進矢					区分 確定	
行政職給料表 級 号給 (行政職給料表 級相当)						
月	日	曜	発着地及び経過地	鉄道賃(A)	船車賃(B)	航空賃(C)
9	25	月	名古屋 → 東京都区内	21,780 円	円	円
9	25	月	東京都区内 → 名古屋			
			→			
			→			
			→			
日当(D) 2,700 × 1 日 = 2,700				宿泊料(E)	×	泊 = 円
					×	泊 =
					×	泊 =
					×	泊 =
旅行命令(依頼) 平成 30 年 9 月 21 日			旅行期間 0 泊 1 日	合計(A+B+C+D+E)円 24,480		
用務及び 用務先	名古屋城天守閣整備事業にかかる打合せ 東京都千代田区(文化庁)					
概算払額(F)	円	精算額(G)	円	過不足額(G-F) 円		
支払額(返納額)	円	特記事項 新幹線利用(閑散期)				
24,480						

(記入上の注意)

- 1 用務先には、用務地まで明記する。
- 2 精算戻入するときは、金額頭部に△を付して支払額欄に記載する。
- 3 旅行依頼の場合にあっては、職名に代えて旅行者の住所を記載する。

※ 本書は、支出命令書又は戻入通知書に添付して下さい。

市長文化庁訪問＜平成30年8月3日(金)＞面談記録

●面談記録（文化庁次長、調査官（2人））

- ・文化庁からは石垣部会の了解をとるように言われている。石垣部会が言っているのは、天守台北面の孕み出しが危ない

[Redacted text block]

(文化庁次長)

[Redacted text block]

石垣部会の理解を得ることが大切。今までも技術的助言を行ってきた。これからも続けていく。

以上

市長文化庁訪問<平成30年8月3日(金)> ぶらさがりメモ

●市長ぶら下がりの内容

- ・今日は、次長さんと二人の調査官と面談した。文化庁からは、石垣部会の理解を得るようにとの宿題をもらっている。石垣を積む業者からもアドバイスを得て、特に天守台北面の孕みが危ないという、石垣部会の指摘がよく分かったので、1か月ぐらいで今後の対応について文書をつくって石垣部会に説明し、理解を得たい。文化庁の宿題に対して、名古屋市として対応していることを説明した。
- ・名古屋市民の熱い期待がある。是非10月の審議会を通していただきたいとお願ひした。
- ・文化庁からどんなコメントがあったのか？
⇒石垣部会の理解を得てください。技術的な助言は今までも行ってきており、今後も行おう。
- ・今業者の協力を得ている対応を検討していることは、石垣部会は承知しているのか？
⇒石垣部会には相談していない。
- ・石垣の孕み出しなどへの対応について、石垣部会の理解は得られると思うか？
⇒得られると思う。1か月以内に石垣部会の理解を得る。
- ・文化庁は9月に復元検討委員会を開いてくれるのか？
⇒それはこちらでは何とも言えない。

●市長ぶら下がり後の名古屋城総合事務所長への取材

- ・1か月でまとめる文書とは、どういう位置付けか？
⇒基本計画書の石垣保全の考え方を修正することを、考えている。

以 上

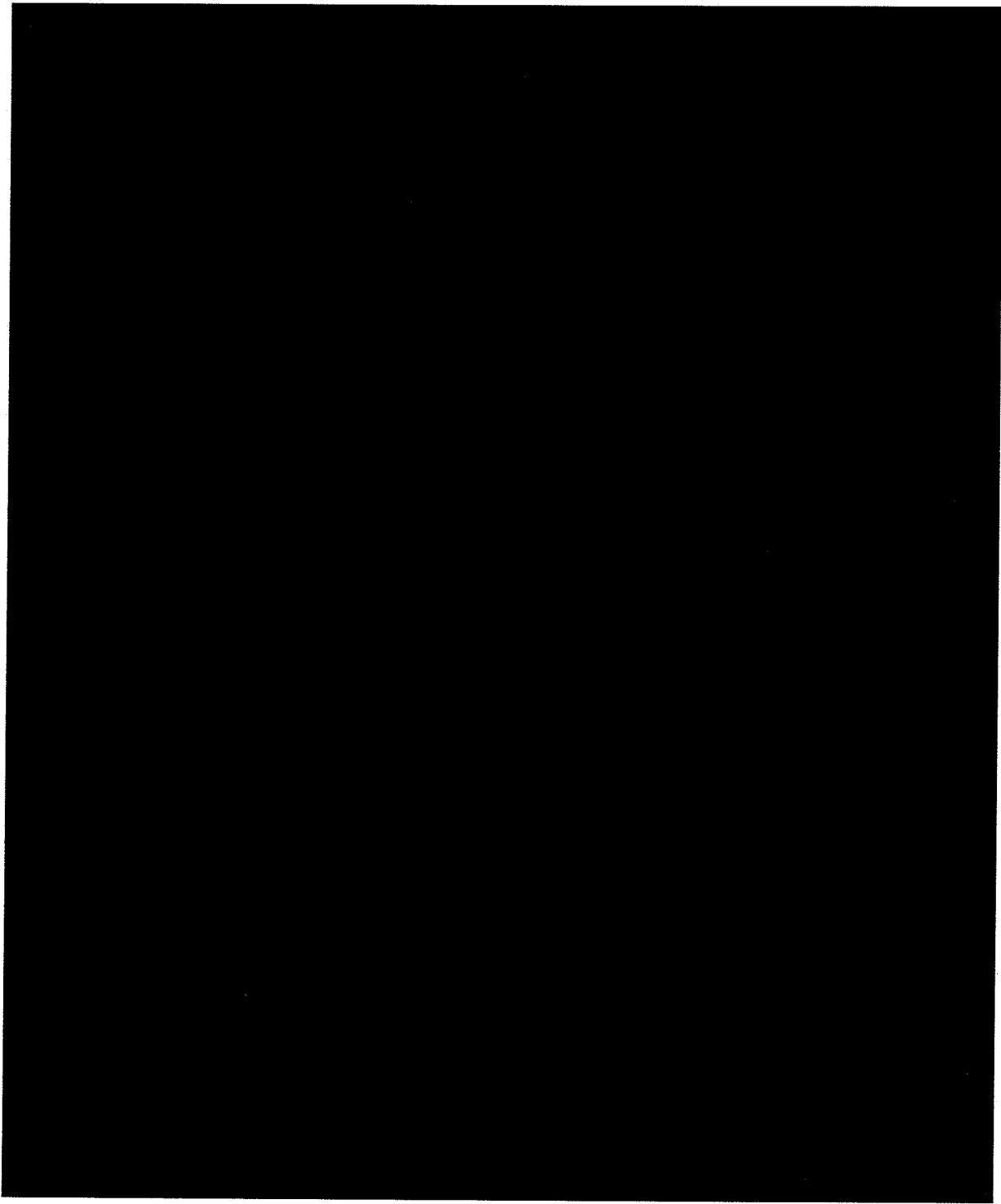
文化庁打合せメモ

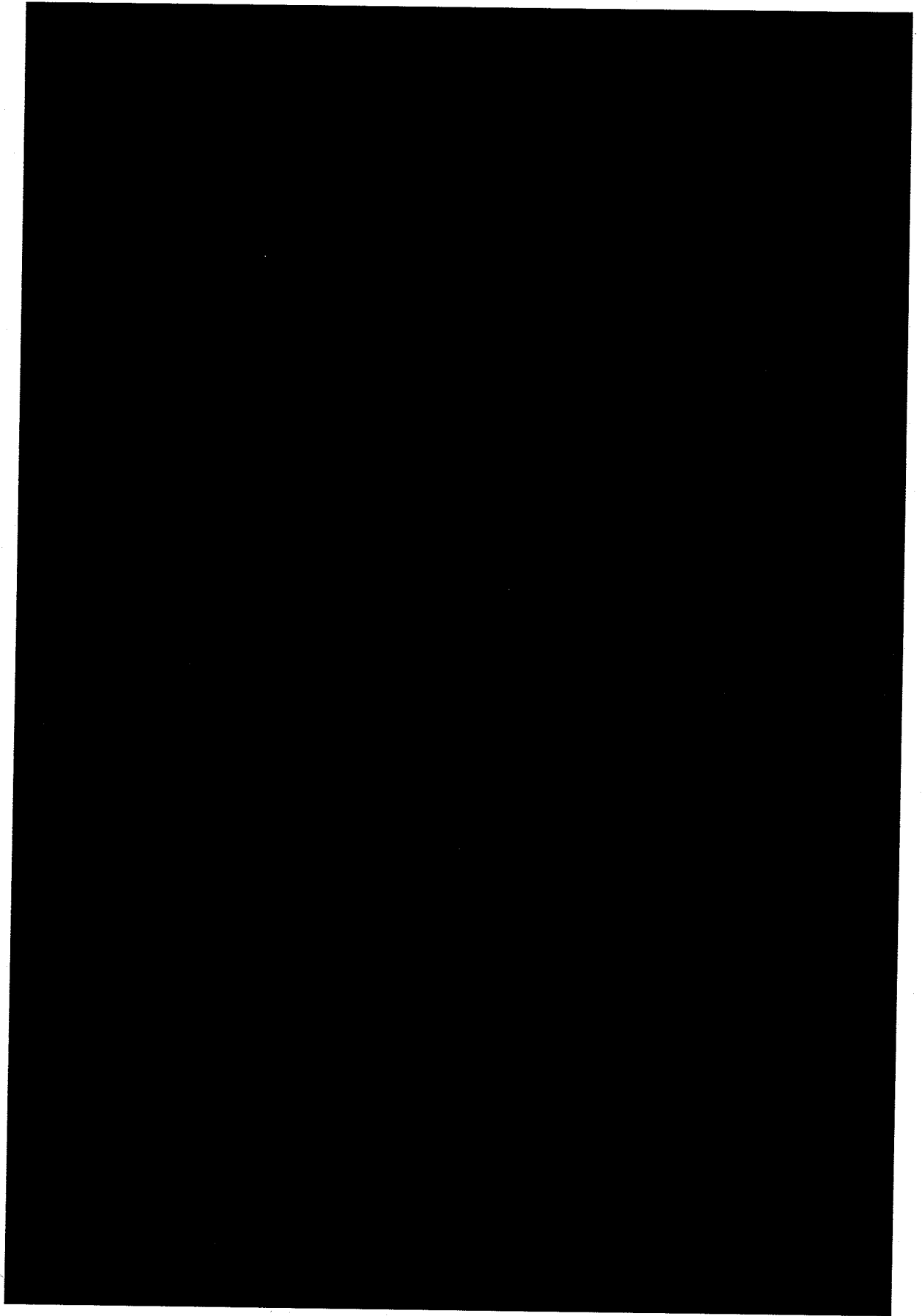
日 時 9月10日午後4時30分から

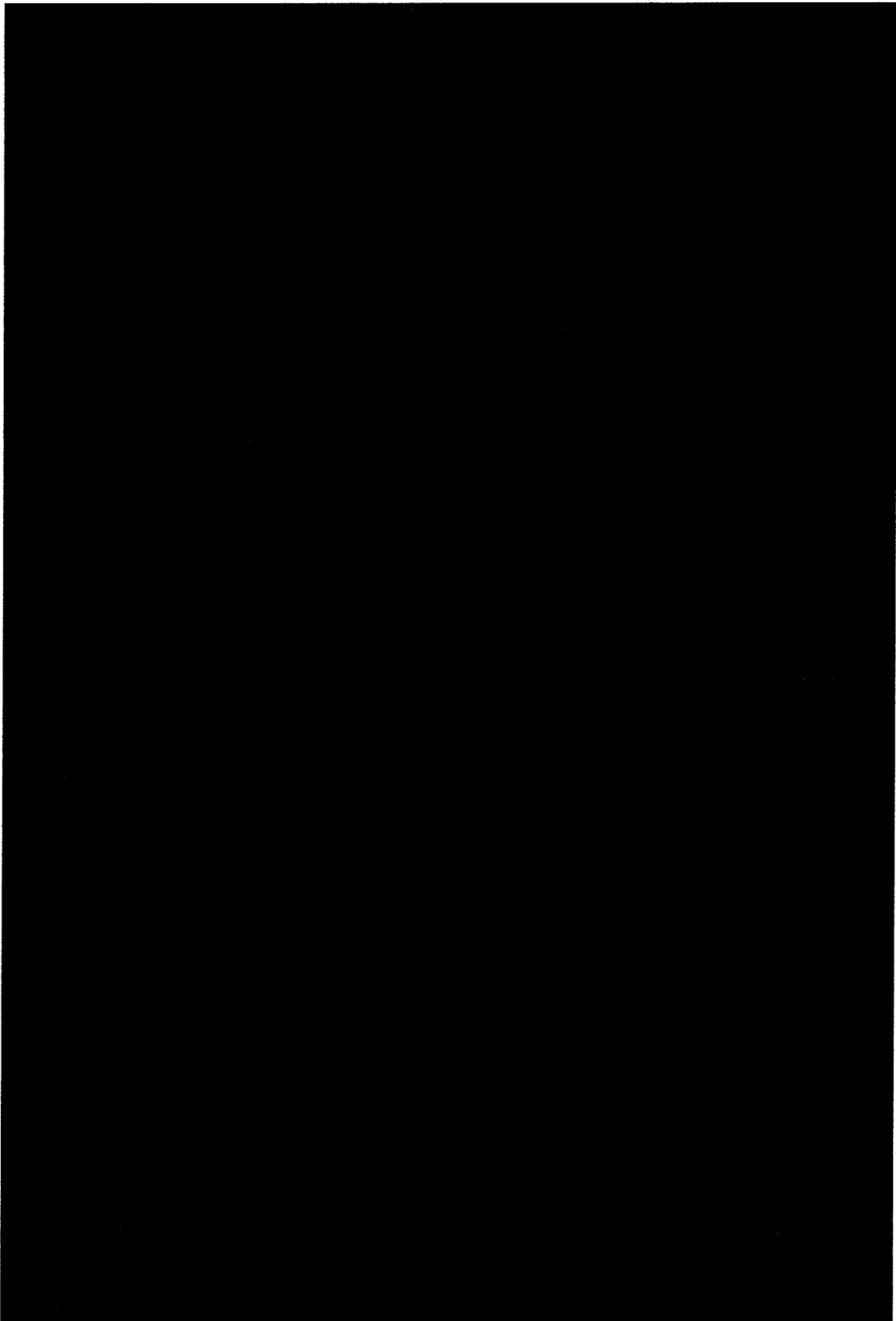
場 所 文化庁記念物課

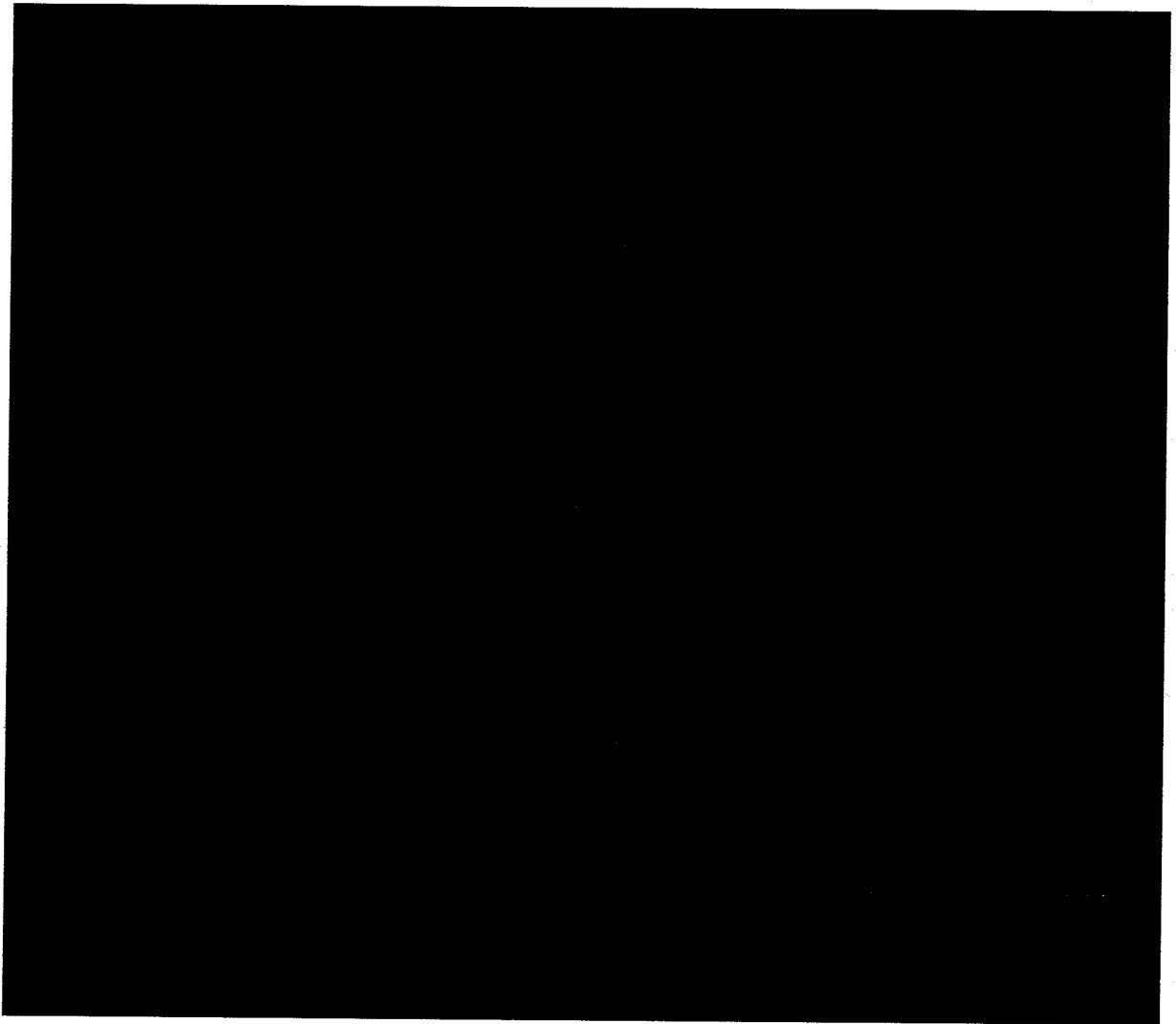
出席者 文化庁 山下主任調査官、平澤主任調査官
名古屋市 片岡室長、蜂矢主幹、栗本主査

内 容









文化庁訪問＜平成30年9月25日（火）面談記録＞

訪問者 近藤生涯学習部長 片岡文化財保護室長
西野名古屋城総合事務所長

対応者 文化庁記念物課 山下主任調査官 平澤主任調査官

